

# 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法

## 【B基準】

既設施設（平成24年6月1日より前に設置）でA基準に適合しないものに適用される基準

構造基準		点検方法			備考	
基準	適否	事項	頻度	適否		
床面及び周囲	当該床面及び周囲が、次の（1）又は（2）のいずれかに適合すること。	適・否			※1：ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行う。	
	（1）次の①、②に適合すること。	適・否				
	① 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準（1）①及び②に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準（1）に適合すること。	適・否	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上		適・否
	② 施設本体から有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	適・否	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上		適・否
	（2）施設本体が、有害物質を含む水の漏えいが目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準（1）①及び②に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準（1）に適合すること。	適・否	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	適・否	
		適・否	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上（※1：適切な回数）	適・否	
施設本体			施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	適・否	
			施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上	適・否	
（地上配管）	配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	適・否	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上	適・否	
		適・否	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	6月に1回以上	適・否	
配管等（地下配管）	配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次の①～③のいずれかに適合すること。	適・否			（※1）有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には、3月に1回以上。	
	① トレンチの中に設置されていること。	適・否	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上		適・否
	② 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	適・否	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上（※1）		適・否
	③ 上記①又は②と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	適・否	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数		適・否
排水溝等	次の（1）又は（2）のいずれかに適合すること。	適・否			（※1）有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合には、3月に1回以上。	
	（1）排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	適・否	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上		適・否
	（2）上記（1）と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	適・否	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上（※1）		適・否
		適・否	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数	適・否	

# 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法

## 【B基準】

既設施設（平成24年6月1日より前に設置）でA基準に適合しないものに適用される基準

構造基準		点検方法			備考	
基準	適否	事項	頻度	適否		
地下貯蔵施設	当該地下貯蔵施設が、次の（１）～（３）のいずれかに適合すること。	適・否				（※１）有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月に1回以上。 （※２）ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこと。
	（１） 次の①及び②のいずれにも適合すること。	適・否				
	① A基準（１）③に適合すること。	適・否	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 （※１）	適・否	
	② 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	適・否				
	（２） 次の①及び②のいずれにも適合すること。	適・否				
	① A基準（１）③に適合すること。	適・否				
② 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	適・否	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 （※２）	適・否		
（３） 上記（１）又は（２）と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	適・否	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数	適・否		
使用の方法	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の（１）及び（２）のいずれにも適合すること。	適・否				（※１）異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。
	（１） 次の①～③のいずれにも適合すること。	適・否				
	① 有害物質を含む水の受け入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。	適・否	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上 （※１）	適・否	
	② 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。	適・否				
③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。	適・否					
（２） 上記（１）に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	適・否					